

G-モバイル お支払に関わる利用規約

(規約の範囲)

第1条 本規約は、当社の本件サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)による本件サービスの対価の支払方法について定めるものとします。

(料金等)

第2条 契約者が当社に対して支払う義務を負う本件サービスの対価(以下、「本件サービス料金」といいます。)には、次の種別があるものとします。

- (1) 通信サービス料金(通信サービスの対価)
 - (2) レンタルサービス料金(レンタルサービスの対価)
 - (3) オプションサービス料金(オプションサービスの対価)
- 2 本件サービス料金は、当社が別途定めるものとします。
- 3 本件サービス料金は、日割り単位で計算されるものとし、その課金開始日は、本件端末機器発送日の翌日とします。
- 4 契約者は、MNP(携帯電話番号ポータビリティ)を行う場合を除き、本件サービス契約が成立したときは、1回線につき金2,700円(消費税別途)の本件サービス登録事務手数料(以下、「登録手数料」といいます。)の支払いを要します。なお、契約者が支払った登録手数料は、理由の如何を問わず、返還されないものとします。
- 6 契約者が、MNP(携帯電話番号ポータビリティ)を行う場合の登録手数料については、別途当社が定めるものとします。

(その他の料金等)

第3条 契約者の契約状況により申し込みを受け付けできない場合や通信不良等の理由によりエラーとなった場合、その他本件サービスの中止、利用停止の場合にも、登録手数料、本件サービス料金その他一切の料金が発生することをについて、契約者は、異議を述べないものとします。

(支払方法)

第4条 当社は、本件サービス料金、登録手数料及びその他契約者が当社に支払うべき料金等並びにこれらにかかる消費税相当額(以下、総称して「本件サービス料金等」といいます。)を、当社所定の期日をもって契約者に対し請求を行うものとします。

- 2 契約者は、前項に定める請求を受けた場合、当社に対し、当該請求書に定める期日及び方法に従い本件サービス料金等を支払うものとします。
- 3 本条に定める支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。
- 4 契約者は、次の各号の方法のいずれかで、料金等を支払うものとします。なお、各支払方法の詳細については、クレジットカードによるお支払/預金口座振替規定に定めるものとします。ただし、契約者が個人の場合、その支払方法は第1号に定める方法に限られるものとします。
- (1) クレジットカード
 - (2) 預金口座振替
 - (3) その他当社が定める方法

(延滞利息)

第5条 契約者は、本件サービス料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

2 当社は、契約者が本件サービス利用料金の全部または一部の支払いを遅延したときは、契約者に対して、本件サービスの利用を一時停止又は本件サービス契約を解除することを申し出ることができるものとします。この場合において、当社は、当社が本件サービスの一時停止又は本件サービス契約の解除を行ったことによって生じたいかなる損害等について、一切の責を負わないものとします。

(遅延した場合の措置)

第6条 当社は、契約者に対する本件サービス料金債権その他の一切の債権について、契約者から支払いがない場合、当該債権を第三者に譲渡する場合があります。契約者は、当該債権譲渡を包括的に承諾するものとします。

(預託金)

第7条 契約者は、当社が指定する場合、本件サービスの申込みに伴って、本件サービスに基づく契約者の当社に対する一切の債務(本件サービス契約に基づく損害賠償債務を含みます。)を担保することを目的として、当社に対して、預託金(以下、「本件預託金」といいます。)を預け入れるものとします。

- 2 本件預託金の額は、当社が別に定める金額とします。なお、本件預託金は無利息とします。
- 3 当社は、本件サービス契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務に不履行があるときは、何らの催告なしに、本件預託金を充当できるものとし、この場合、契約者は、当社に対して、当該充当の通知を受けた日から5営業日以内に当該充当額を補填するものとします。
- 4 契約者は、当社に対する本件預託金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保に供しないものとします。また、契約者は、本件預託金をもって、本件サービス契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務との相殺または充当を主張することができないものとします。
- 5 当社は、本件サービス契約終了後、本件サービス契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務のうち、未払の残債務に本件預託金を充当ことができ、その残額が、本件サービス契約終了後の翌月末日までに、契約者に返還されるものとします。

(有料情報サービスに係る債権の譲受け等)

第8条 当社は、契約者による有料情報サービス(本件通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報または商品、サービスの提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者を、以下、「情報提供者」といいます。以下同じとします。)の利用により生じた情報提供者の契約者に対する債権を、その情報提供者から、ソフトバンクモバイル株式会社を通じて、譲り受け、本件サービス料金と合わせて請求することができるものとします。この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社が、その情報提供者から、ソフトバンクモバイル株式会社を通じて、譲り受け、その債権額を本件サービス料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び情報提供者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 当社は、第1項の規定により譲り受け情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、本件サービス料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受け情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。

(有料情報サービスに係る回収代行等)

第9条 当社は、契約者による有料情報サービス(本件通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報または商品、サービスの提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者を、以下、「情報提供者」といいます。以下同じとします。)の利用により生じた情報提供者の契約者に対する債権について、情報提供者から、ソフトバンクモバイル株式会社を通じて、回収代行の依頼を受けた場合、本件サービス料金と合わせて請求することができるものとします。こ

の場合において、契約者は、有料情報サービスの料金(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を、当社がその債権額を本件サービス料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 当社は、前項の規定により回収代行の依頼を受けた情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、本件サービス料金とみなして取り扱います。この場合において、情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
- 3 契約者は、有料情報サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、その情報提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(有料情報サービスの利用に関する契約者の責任)

第10条 当社は、情報提供者から、ソフトバンクモバイル株式会社を通じて、依頼を受けた、又はその債権譲渡を受けた代金を契約者に請求及び受領することのみを行い、情報提供者が提供する商品・サービス等の内容等について一切関与しないものとします。

2 契約者は、自己の判断と責任で商品・サービス等の提供を情報提供者から受けるものとし、商品・サービス等の利用に関し、情報提供者や他の契約者または第三者との間で紛争が生じた場合、その原因の如何を問わず、自己の判断と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、情報提供者の実在性・本人同一性・信用及び支払能力等について、また商品・サービス等の正確性及び真正性等、その他商品・サービス等の内容についていかなる保証も行わず、またそれに起因する損害について、契約者その他いかなる者に対しても、一切の責任を負わないものとします。

(有料情報サービス利用の対価)

第11条 当社は、契約者が有料情報サービスを利用した対価の収納代行を依頼された又はその対価にかかる債権の譲渡を受けた場合、情報提供者からの請求内訳情報を受領します。

2 当社は、情報提供者に対して、契約者からの請求代金の受領の有無を通知します。

(解除・解約金)

第12条 本件サービス契約が初期契約期間内に解約又は解除により終了した場合、契約者は、本条項末尾別表に定める違約金を、当社に一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (1) 本条項の定めに従い当社が損害賠償に応じるべき事態が発生し、契約者が相当期間を定めた催告を行うも、この事態が是正されず、これを理由として本件サービス契約が解約された場合
- (2) 当社と契約者が予め、初期契約期間よりも短いレンタル契約期間を定め、書面により合意していた場合
- (3) 当社と契約者が予め、違約金の発生に関して別途協議し、書面により合意していた場合

別表 解除・解約違約金

解除・解約違約金の額 (1回線あたり)	2万円
---------------------	-----

－クレジットカードによるお支払／預金口座振替規定－

(1) クレジットカードによる支払規定

当社の本件サービス利用料金を、契約者が指定するクレジットカードで支払う場合、以下の定めに従うものとします。

- ① 契約者は、当社の本件サービス利用料金を、契約者が指定するクレジットカード会社で、クレジットカード会社の規定に基づき支払います。
- ② 契約者から解約の申し出をしない限り毎月継続の上、前項と同様に支払います。
- ③ 契約者が指定するクレジットカード会社会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の使用したクレジットカード会社の利用代金や年会費の支払状況等によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカードによる支払い手続きを解除されても異議を述べないものとします。
- ④ カード紛失等で、契約者の指定したクレジットカードの会員番号が変更になった場合、契約者の事前承認なしに新しい会員番号がクレジットカード会社から当社へ通知されても異議を述べないものとします。

(2) 預金口座振替規定

当社の本件サービス利用料金を、契約者が指定する預金口座から振替える方法により支払う場合、以下の定めに従うものとします。

- ① 当社または、当社指定の収納代行会社(イメージ情報開発株式会社)より、当社が支払うべき料金等の請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載金額を当社の指定する日(当日が休日の場合は翌日)に預金口座から引き落とすものとします。
- ② 当社の契約者番号につき、別番号の追加利用または変更があっても、本規定が同様に適用されるものとします。

以上